（前のページより続き）

○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する件（**総務**二八五）　六三
○固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する件（**同**二八六）　一五一
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分～令和二年分）を公表する件（**同**二八七）　一五五
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分・令和二年分～令和三年分）を公表する件（**同**二八八）　一五七
○公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の全部を改正する件（**文部科学**一一五）　一五九
○構造改革特別区域法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準（**同**一一六）　一六四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件（**厚生労働**二六二）　一六五
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（**同**二六三）　一六六
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**同**二六四）　一六七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**二六五）　一六八

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二八一号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとし、改正後の別表第一の規定については令和四年八月一日から適用することとした。

◇押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（政令第二八二号）（農林水産省）

一　漁船損害等補償法施行令の一部改正関係

1　義務付保の同意を求めるに当たり、発起人は、組合の承諾を得て、所定の事項を電磁的方法により通知することができるものとすることとした。（第一条関係）

2　発起人が他の指定漁船所有者に求める同意について、押印を不要とし、電磁的方法により行うことができるものとすることとした。（第一条関係）

二　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正関係

1　農林中央金庫は、総代以外の会員に対して、会議の目的たる事項及び合併契約の要領を電磁的方法により通知することができるものとすることとした。（第二条関係）

2　農林中央金庫と特定農水産業協同組合等の一部事業譲渡契約書について、電磁的記録により作成することができるものとすることとした。（第二条関係）

三　独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正関係

1　事業実施計画について土地改良区が行う同意の書面には、同意署名簿の添付を不要とし、三分の二以上の同意を得たことを証する書面を添付するものとすることとした。（第三条関係）

2　土地改良区が組合員から得る同意について、署名押印を不要とし、電磁的方法により行うことができるものとすることとした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、令和四年九月一日から施行することとした。

◇教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（文部科学省）

1　教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四〇号）の一部の施行に伴い、教育公務員特例法施行令（昭和二四年政令第六号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三一年政令第二二一号）について規定の整理等を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八四号）（文部科学省）

一　独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正関係

独立行政法人日本学生支援機構法（平成一五年法律第九四号）第一七条の二第一項に規定する学資支給金の額を定めるときに用いる支給額算定基準額の算定について、支給対象者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下「学資支給金支給年度」という。）の前年度の一二月三一日においてその生計維持者の地方税法（昭和二五年法律第二二六号）第二九二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合、当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の一月一日から三月三一日までの間に